

先の総選挙は、自民党・公明党が327の議席を獲得しました。

自民党、公明党の得票率は、比例代表で合わせて51%、小選挙区では合わせて49%、国民の半分の支持しか得られていないにもかかわらず、議席の3分の2を占めることになり、1つの選挙区で一人しか当選しない小選挙区制が、民意を切り捨てるものである実態を浮き彫りにしました。

小泉首相は、「郵政民営化に、国民が答えを出した」と豪語していますが、自民党と公明党と合わせた得票率はやっと5割程度。郵政民営化についての世論は2分されたままです。

しかも、小泉首相は選挙中、郵政をめぐって「公務員が減り税金が節約できる」「民営化すれば税金が増える」という嘘とごまかしに終始し、消費税・所得税などの庶民大增税、憲法9条の改定の問題などを隠し続ける態度をとりました。

改めて、わが党は、郵政民営化に真っ向から反対を貫き、庶民大增税、憲法改悪を許さず、国民のくらし・平和の守り手として「野党としての公約」を実行するために全力をつくすことを表明し、質問にうつります。

○知事の政治姿勢について

日米両政府は、同盟国の役割の拡大や世界中のどこの戦闘地域にも移動できる軍事力など「地球規模での軍事態勢の見直し」のための、米軍再編と在日米軍問題の日米協議をすすめています。

その具体化として、小泉内閣は、普天間基地のヘリ部隊全56機を嘉手納基地に、空中給油機全12機を山口県岩国基地に、そして、嘉手納基地の米海軍P3C哨戒機約10機を鹿屋へという分散移転案を軸に、アメリカ側と調整するとされています。

今、この米軍再編・強化の動きに対して、全国各地で、関係自治体は反対の意志を表明しており、本県の鹿屋市をはじめとする大隅半島の全ての市町もそうですが、神奈川県松沢知事も「米陸軍司令部の移転案は基地の強化につながるのを認められない」。山口県の二井知事は「岩国の機能強化は受け入れられない」。静岡県鈴木副知事も「米軍移転は受け入れられない」などと、政府と意見交換しています。

全国知事会でも、「米軍基地の総点検を行い、関係地方公共団体の意向を尊重の上、積極的に整理・縮小、早期返還を促進するとともに、米軍基地機能等の変更については関係地方公共団体と事前に十分協議すること」を昨年7月に要望しています。

宜野湾市の伊波洋一（いは・よういち）市長は、「市町村が反基地運動の先頭に立たなければならない理由は、米軍基地が住民の人権を大きく侵害することが、我が国政府のもとで許されている

からです。」「沖縄もそうですが、厚木基地のNLP（夜間離発着訓練）が住民に大きな被害を与えても、国として何の対処もしないというのは他の国々ではあり得ない、極めて異例なことなのではないでしょうか。」こう述べています。

このようなさなか、今度は、航空自衛隊下甕島分屯基地に、弾道ミサイル追尾用の新型の警戒管制レーダーが配備されるという計画が防衛庁より、発表されました。

「ミサイル防衛システム」は、相手のミサイル攻撃を無力化する態勢をつくることで、アメリカの核戦略の優位を絶対的なものとし、報復の心配がなく先制攻撃を可能にしようとする危険きわまりないブッシュ政権の地球規模での支配計画であり、中国、ロシア、ヨーロッパ諸国など大多数の国々は、強く反対しています。

日本が「ミサイル防衛」に参加することは、地球規模の米核戦略に日本を組み込む事態をまねくと共に、米軍の通信・指揮・情報との一元化はもとより、「わが国の防衛」とは無縁の米本土、グアム、ハワイなどへ向かうミサイルへの共同対処など、憲法を蹂躪した「集団的自衛権の行使」につながることとなります。

喜界島の「象のオリ」の建設に加え、鹿屋市内への米海軍P3C哨戒機の移転、そして、甕島への弾道ミサイル追尾用レーダーの配備など、米軍の世界戦略の枠組みの中に、まさしく、この鹿児島が組み込まれようとしているのです。

しかしながら、伊藤知事のこれまでの発言は、「レーダーの配置も防衛庁の判断だ」、また昨日の代表質問の答弁でも、「非公式に情報収集はしているが、公式にはなにもないので国の動向を見守る」といった、国まかせで、何もしない、何も言わないという態度ではありませんか。知事として、県民の命と財産を預かる立場で、先に紹介した知事が反対の意志を表明しているように、どうして、反対だと言えないのでしょうか。他のことでは、地方も国に対してものを言うべきだと言われている知事です。県民の命と安全に直接関わるこのようなことこそ、国に対して、機敏に、しっかりとものを言うべきではないでしょうか。いかがですか。

○人工島建設について

現在、1工区の埋め立てが始まり、2工区の在り方にも、結論が出されようとしている現状にあって、ここで改めて、人工島建設の矛盾や問題点を指摘し、知事の姿勢を問い、即刻中止をもとめるものであります。

知事は、1工区については、すでに着手済みとして、何の議論もなく、進められておりますが、19年度の供用開始にあたって、まだまだ、整備が必要な事業があるはずで、供用開始にあたっての残事業の内容と事業費が後いくら必要かお答えください。

人工島建設の事業費は、これまで総額180億円、うち、県の負担が113億円、内起債によるものが107億6000万円、実に95.2%が借金によるものです。

これまで、須賀前知事は、人工島建設中止を求める私の質問に対して、「21世紀の県勢の浮

揚発展に必要不可欠」として、71億円の経済効果をあげられておりました。私は、この71億円という数字についても分析し、根拠のない数字であることを指摘してきましたが、異常なまでの、須賀前知事の熱意でした。

ここにきて、伊藤知事のマニフェストにそって設置された「在り方検討委員会」での中間報告で示された3つの案は、この71億円という経済効果を上げると言われた上物とは、全く違った内容であります。

これまで、後に交付税措置される有利な起債と言いつつ、起債に頼りながら、人工島建設を推進してきましたが、三位一体改革で、交付税そのものが、不透明な現状の中で、借金は生みだしても、経済効果は生みださないこの人工島「マリンポートかごしま」であります。職員の人件費まで削減し、県民にも「非常事態宣言」を出し、あらゆる歳出の見直しと、歳入の確保に努力されている知事として、起債に頼りながら人工島建設をすすめている現状を、本県の財政状況と照らし合わせてどのように認識し、知事としてどのような必要性を感じておられるのでしょうか、お答えください。

次に、具体的に人工島建設の問題点について、いくつかの角度でおたずねいたします。

まず、第1点は人工島の埋め立て計画と埋め立て土砂の量との整合性についてであります。

現在、人工島は、1工区について、桜島の土石流土砂の搬入が行われており、18年12月竣工、19年度の供用開始の予定とされています。1工区分の埋め立てには170万 m^3 の土砂が必要だとされています。

当初の計画では、桜島の土石流土砂は、野尻川右岸の仮置き場にある約80万 m^3 と年間30万 m^3 出る予定の土石流土砂、そして野尻川河口に堆積している海中分も浚渫して、埋め立てに使うとされていますが、最近3年間の堆砂量は平均年間4万4000 m^3 で、予定の年間30万 m^3 にはほど遠い量です。

また、2工区の埋め立てには、更に280万 m^3 の土砂が必要とされており、西之谷ダムの建設残土60万 m^3 や一般の建設残土30万 m^3 も投入するという計画ですが、西之谷ダムは、ようやく用地買収の見通しがたったところで、工事の開始にあつたの付け替え道路の建設にこれから2年から3年かかり、その後、ダム本体の工事にかかり、土砂が搬出できるのは、さらに2～3年後と思われます。20年から21年に西之谷ダムの土砂を投入するという予定には、とても間に合いません。

私は毎回、「在り方検討委員会」を傍聴してきましたが、「第3回検討委員会」で、委員の方からの「流出土砂が年8000 m^3 しかなくて、埋め立てられるのだろうか」という質問に対して、港湾課長は、「埋め立て申請をした当時の過去の実績では、毎年30万 m^3 くらいを想定している」。さらに学者の先生がたの「現状では桜島の活動自身は非常に弱まっているが、停滞期であつて、いつ火山活動が起こるかわからない」という話も紹介されておりました。現実とはほど遠い過去の数値と、桜島の活動次第という自然まかせ、なりゆき任せの状態で、この事業を責任をもって遂行で

きるというのでしょうか。

西之谷ダムと一般建設残土を除いた残りの190万m³をここ3年間の平均で割ると43年もかかるということになってしまいます。

仮に、直ちに桜島の大爆発があって、一気に過去の実績のような年平均30万m³の土砂が流出としても、それでも6年以上もかかるということになります。その間、先に埋めた1工区の土砂は、仕切もないままで、土砂の運搬用の110mの船通し区間はあいたまま。それこそ、台風などの災害が毎年数回起きる鹿児島で、錦江湾の環境汚染につながることを懸念されます。

県は、「2工区を埋め立てない場合の課題」として、その1番目に、1工区の埋め立て地による浸食への対応が必要として、被覆石（ひふくいし）によるのり面保護に約15億円、外周護岸の背後の裏込工補強等に約11億円かかること示されました。

1工区をやめたとしても、安全性に問題があって対策に費用がかかる。2工区まで埋め立てようとしても、土砂が足りなくて時間がかかりすぎ、その間の1工区の安全性が心配される、1工区1と2工区を同時にうめたてれば、ますます土砂が足らずに、1工区の供用の見通しがたたない。このように、土砂投入に関して、完工までの計画と実際との整合性はありません。このような状況をどのように認識されていますか、お答えください。

これまで、「在り方検討委員会」では、大変熱心な検討がなされてきました。今回「中間報告」には「1期2工区の埋め立てについては、中止を求める意見が少数あったが、大多数の委員は進めるとの意見であった。」と書かれていますが、実は、「中間報告（素案）」には「進めるべきとの意見」という表現になっており、『進めるべき』というのはおかしい。『進めざるをえない』という意見が多かった」と訂正してほしいという発言が出て書き換えられたものです。私は、この「中間報告」の表現はまだ不正確であり、人工島建設の是非について、県民への責任を重く感じながら熱心に検討いただいている委員のみなさんに対して、失礼であると思います。

検討委員会での論議の中で、「進めざるをえない」という結論となった一つの大きな要因が「補助金の返還」の問題でしたので、2点目に、このことにも触れておきたいと思います。

県は、「1期2工区を埋め立てない場合の課題」の一つとして補助金の返還をあげ、「補助金適正化法の義務違反が生じるおそれがあると国が判断するケースが一般的ではないかと考える。よって国からの補助金返還の要求が想定される。」と説明されました。

「補助金適正化法」の第17条に、決定の取り消しについて、第18条に、決定が取り消された場合に補助金の返還を命ずることがのべられています。この決定の取り消しに当たるのは「補助金等の他の用途への使用」をした場合とされています。例えば道路建設に使うべき所を福祉関係に使ったなどという場合です。

人工島建設の是非とは別に考えてみましても、人工島建設の目的のために補助金の申請を行い、国が補助採択し、人工島建設のために使用した補助金の返還が出てくるとすれば、現時点で、人工

島の目的以外に補助金を使用しています、ということになるのではないかという問題点もでてき
ます。

ましてや、2003年5月23日に国の港湾局長から出された通達には「港湾局所管補助事業
においても、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づいた適正な手続きを経て実施された公
共事業再評価の結果、事業主体である地方公共団体が補助事業を中断した場合には、補助金等適正
化法上の義務違反がない限り、補助金等の返還を求めることがないこと。」と明記されています。
これを見れば、県が、法に基づいてきちんと手続きさえすれば、補助金返還を要求されることはな
い、ということこそ想定されるのではないですか。私は、今年の7月に政府交渉を行った際、国土
交通省の担当者に、この件についても確認いたしました。要は、やめる気がないから、その理由に
補助金返還をあげているんだという指摘にどう答えられますか。

何を根拠に、補助金返還が求められると想定されているのか明確に示してください。

もう1点、人工島在り方検討委員会で、人工島の必要性として強調されたのが、防災拠点とし
ての役割で、ヘリポート、避難場所、避難民受入施設、救援物資格納施設などの整備が盛り込まれ
ています。

そこで、危機管理局長にお尋ねします。今回台風14号のような災害時、また、地震災害の時、
人工島—「マリポートかごしま」が県民を災害から守る防災拠点となりうるでしょうか。単に、
人工島が、暴風雨にさらされ、堤防の決壊や津波、浸水被害が起こらないか、地震による地盤の液
状化がおきないかなどの被害を受けるか受けないかではなく、災害時に、県民の避難場所、救援物
資の格納場所など、防災拠点としての役割を果たすことが可能と考えられるのか、明確にお答えく
ださい。

○台風14号問題について

まず、台風被害で尊い5名の方の人命が失われました。心からお悔やみを申し上げます。また、
住宅の被害を受けられたり、農林漁業の被害を受けられたみなさんにお見舞いを申し上げますと
ともに、被災者の救済や調査に当たられたり、復旧のために尽力いただいているみなさんのご苦勞を
ねぎらいたいと思います。

さて、自然現象と、災害とは別であります。自然現象が災害に結びつかない取り組みが求めら
れています。

今回、垂水市で、5名の方が命を落とされた原因の一つに、避難勧告の在り方に問題があったの
ではないかという点を指摘いたします。

私は、党の議員団として、7日と8日の2日間、現地に調査に入りました。そして、5名の方
がなくなられた3カ所の被災の現場に行き、ご近所の方たちに当時の暴風雨の状況や市からの避難
の呼びかけなどについて伺いました。どの家庭にも防災無線が設置されており、当時どのような放
送があったのか尋ねたところ、はっきりとした答えは返ってきませんでした。「何と言っていたか
なあ。」「よく聞いていなかった。」「避難できる人は避難してくださいというような事だったかな

あ。」という程度のもので、災害発生の危険な状況とはかけ離れた住民の認識でした。また、「避難しろと言われても、車もなくて、雨風の中、とても避難できなかった。」「市内全域に避難勧告が出されて、どこに逃げても同じだと思った。」という声もありました。いかに、行政の側の機敏、かつ的確な情報提供と、避難のための車両を出すなどの具体的な避難手段の提供が必要かということがわかります。

災害が起こるたびに、「教訓を生かして」と言われますが、これを言葉だけに終わらせないためにも、県としての全市町村への働きかけが重要な役割を果たしていくと思われま

今回の災害を教訓とした、災害時の住民の避難の在り方について、県としてどのような課題を認識し、それに対してどのような対策を講じるべきとお考えでしょうか。

避難の在り方の対策と共に、避難しなくてもすむ、安心・安全なまちづくりを進めることも求められています。

本県には、災害危険箇所として、山地災害危険箇所が9662カ所、土石流危険渓流が2160カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が2707カ所、地すべり危険箇所が85カ所あります。その内、対処されたのが、山地災害は57.7%、土石流危険渓流は25.7%、急傾斜地は32.9%、地すべり危険箇所は22.3%という状況です。例えば、急傾斜地崩壊危険箇所は、ここ3年間の平均で、1年に約20カ所ずつ対処がすすんでいます。まだ未処置の箇所が1814カ所ありますから、全箇所終わるのは90年後、地すべり危険箇所は未対処は66カ所で、年間1箇所ずつしか済んでいませんから、これは66年かかることとなります。これでは、何年たっても、県民は危険地域と隣り合わせの生活を余儀なくされてしまいます。県として、多くの危険箇所を認識しながら、対策が遅々としてすすまない、このような状況をどのように認識し、今後どう対処されるのかお示してください。

次に、私は、ここでは、被災された方たちへの支援策ということで、特に、住宅の再建の課題を取り上げたいと思います。

今回の台風では、住家被害は、13市、30町、2村に及びました。特に、垂水市の38棟の全壊、20棟の半壊をはじめとし、全県で、全壊が46棟、半壊が58棟、一部損壊が1875棟、床上浸水270棟、床下浸水1607棟といったように、本当に甚大な被害が生じました。被災者のみなさんにとって、住まいについての先の見通しをいかに早くもてるかが、被災から立ち直り、日常の生活を取り戻すための大きな鍵を握っています。

今回の災害にあたっては、災害救助法、ならびに被災者生活再建支援法が適用されることになりました。

1998年に成立した被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災の被災者が切実に実現を求め、多くの国民が支援をする中でできたもので、それまでの被災者支援が、災害救助など現物給付を原則としていたのに比べ、被災者に支援金を直接給付するという意味で、また個人補償に踏み込んだと言う意味で画期的なものでしたが、支給金額や所得や年齢など厳しい要件があると共に、肝

心の被災した住宅本体の修繕や建築費用は支援対象外となっています。

今回の本県の台風14号の被害でいうと、現行の被災者生活再建支援法は、全壊世帯が10世帯を超えた垂水市だけしか適用されず、それも全壊または、半壊しやむなく解体した世帯が対象で、さらに年収と、年齢の制限があり、果たしてどれだけの世帯が支給対象となるのかわかりません。また、対象となっても、使える経費というのは、仮住まいのための経費や住宅の解体・整地費、住宅建設・購入のための借入金等の利息など、住宅本体の再建には使えません。

この間の新潟・福井豪雨災害をはじめ、相次いだ台風や集中豪雨、地震災害などでこの支援法への批判が続出し、その結果、鳥取県、福井県、新潟県、京都府、兵庫県、徳島県など9府県自治体による独自の支援策が取り組まれました。

例えば、徳島県では、昨年の台風10号被害後の9月に、全壊家屋が10世帯に満たなくても住宅再建の支援ができる制度を独自に作りました。これは、当該市町村が「危険のため住めない」と判断した家屋までふくめて支援できる制度で、住宅本体の再建に使えるというものです。所得制限もなく、被災家屋が1戸であっても「全壊」「半壊」に該当すれば、「全壊」で最大225万円まで、「半壊」で112万5千円までを県と市町村が支援するというものです。新潟県では、国の制度に上乘せして支給額を増やしたり、やはり所得制限をなくしたりしています。

徳島県や新潟県が特別裕福な県であって、このような支援ができているというわけではありません。県財政が大変な中でも、被災者の支援が急務である、特に住宅の再建が、被災者にとっても、被災地域の復興にとっても不可欠であるという認識のもとに取り組みされたものです。

知事としての英断が求められています。従来 of 国の被災者への支援策に加えて、県独自に被災者の生活や住宅の再建のために施策を講じるべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

○アスベスト対策について

県内には石綿暴露に係わる労災認定の事業所や待機汚染防止法に規定する特定粉塵発生施設はないということですが、アスベストが原因と考えられる中皮腫の潜伏期間は20年から30年とも言われています。県として、過去に存在した企業、事業所も含め、労働者の実態や環境被害などについて、調査が必要であると認識されているものについて、件数をお答えください。

私は、先日出水市に行き、過去に出水市あった造船所で働いていたという数名の方にお話を伺いました。その造船所は、30年ほど前に倒産し、現在は、当時の倉庫らしきものと、船の進水用のレールが数本残っているだけです。

その造船所では、倒産前の数年は、FRP（グラスファイバー）の船でしたが、それまでは、木船や鋼船の船を造り、アスベストを塗料に混ぜ、刷毛で塗る仕事をしていました。FRPになってからも、木船や鋼船の修理を行い、アスベストが塗られた所を裁断するような仕事をしていました。特に船の狭い船底に潜って、塗料を塗る仕事は大変で、マスクといっても、ガーゼの簡単なもので、においと、そこら中舞っているほこりで息苦しくてたまらなかった、と話されました。夫婦と母親と家族3人で、造船所で働いていたという夫人は、「これまで、ぜんそくだと言わ

れ、救急車で何度か運ばれ、2回も入院をした。明け方になると息苦しくてたまらない」と痰がからんだ声で話し、救急車を呼ぶために119番と大きく書かれた電話の横の張り紙を指さしました。そのお母さんは、もっと長く25年ほど造船所で働いており、CT検査の結果、健康管理手帳をもらっていました。

また、造船所のすぐ隣が実家で、自分も造船所で働いていたという女性は、「当時、実家の周りにはいつもキラキラとほこりが舞っていた。自身も、咳や痰がひどくぜんそくだということで、薬を飲み続けていた。実家の母親は、突然肺ガンだと言われ、1ヶ月でなくなってしまった。弟たちもぜんそくだ、自分も母のように、ガンで死ぬのではないかととても心配している。」と不安そうに話されました。

この人たちは、今回の一連のアスベストのニュースを見て、自分たちと全く同じ症状だと気づき、アスベストのせいかもしれないと思って相談に来られたのでした。

また、鹿児島市で、アスベスト肺ガンの疑いという診断を受けた76歳の男性は、「30年ほど前まで、ジーゼルエンジンにアスベストを巻き付ける仕事をしており、当時、だれもがマスクもせず、素手で作業を行い、作業服についた埃を手で払って、お茶を飲んでいました。作業服の洗濯は、職場で、作業服を洗濯する仕事の女性たちがやっていた。」と語ってくれました。

本県内においては、アスベストの製造の工場や事業所はなくても、建築資材や断熱材として様々な職場で使われており、その作業に携わった多くの労働者が存在します。先に紹介したように、その周辺などの環境による健康被害も当然考えられます。実際にたくさんの相談が、県にも寄せられているではありませんか。

県として、相談窓口を開いているという受け身的な対応ではなく、アスベスト被害のあらゆる可能性を探って、過去の事も含めて、被害のおそれのある職種の労働者やその職場の近隣の住民の健康被害の実態の調査をすべきであります。いかがですか。

○人工島問題について再質問

自席から、土木部長と危機管理局長に再答弁を求めます。

私は、埋め立て土砂について、計画と実際との整合性がないことを指摘し、どうであるのかお尋ねしました。しかし、土木部長は、これについて、答えられませんでした。ということは、整合性がないということを確認されたということでしょうか。

危機管理局長には、人工島が災害時の防災拠点になりうるか、危機管理局長のお考えをおたずねしました。「在り方検討委員会」の考えを聞いたではありません。

再答弁をもとめます。

○答弁を受けて

自民党が示した「新憲法案」には、「自衛軍」が明記され、海外での武力行使も認める内容になっ

ています。

日本の平和と安全のためには、日米軍事同盟を強化し、有事に備えたミサイル防衛システムを強化することではなく、有事とならないための外交と、憲法9条を守る姿勢を示すことこそ求められています。

県民の安全を脅かす事態に対して、県民の命と財産を守る立場で、知事として国に対しても、毅然と反対の意志を表明されることを強く要望します。

人工島建設については、述べてきたように、71億円の経済効果を理由に起債に頼りながら強引にすすめてきました。知事の答弁からは、必要性は感じられません。人工島建設は、埋め立て土砂の不足からしても、必要性からしても、安全性からしても、進めればすすめるほど矛盾が大きくなるばかりです。一刻も早い中止こそ、多くの県民の望んでいる道であります。

知事の意志として、即刻中止されることを強く要望します。

台風被害対策も、アスベスト被害対策も、住民の命に関わる重大な課題です。

アスベストに関しては、危険性を認識しながら、企業の利益を優先し、放置してきた国の責任は重大であります。国としての責任を求めるにしても、まずは、被害者の実態の把握が必要であります。

そのためには、県として、あらゆるアスベスト被害の可能性をさぐり、市町村とも協力して、早急に、具体的に踏み込んだ実態調査を行われることを強く要求いたします。

台風被害については、災害危険箇所の早急な対策が求められています。県財政が厳しい中ではありますが、住民の命には替えられません。

垂水市では、8・6水害の被災者の中で、未だに仮設のプレハブに住んでおられる方たちが3世帯いらっしゃいます。住宅の再建は容易ではありません。だからこそ、公的な支援が求められています。

そのためにも、不用不急の人工島建設を一刻も早く中止し、住民の命と暮らしを守るためにこそ、予算を使うべきではないでしょうか。

○談合防止と入札制度の改善について

私は、本年3月議会の一般質問で、本県の落札率の高さを指摘し、談合防止のための実行ある施策を求めました。

談合防止は、言うまでもなく、公明正大な県政を実現する上でも、また、税金の無駄遣いをなくし、県財政の逼迫した現状を打開する上でも重要な県政上の課題であります。

全国市民オンブズマン連絡会議が発表した2004年度入札調書の分析結果によると、大分県が、一昨年度の落札率96.2%から、昨年度は88.6%と8ポイント近くも下がっています。本県も、98.2%から95.2%と下がってきてはおりますが、95%以上で落札された割合からみれば、談合疑惑度からみると、本県は全国で11位という不名誉な位置にあります。

私は、この結果を、入札の方法に着目して、分析しました。

本県の入札・契約の方法というのは、随意契約と指名競争入札、公募型指名競争入札、一般競争入札とがありますが、指名競争入札、公募型指名競争入札というのは、事前に予定価格と指名業者が公表されます。反対に一般競争入札というのは、誰が入札に参加しているのかわからないもので、談合防止には、一般競争入札を増やすことが効果的であると言われていています。

先ほど紹介いたしました、大分県は、2003年度から、一般競争入札を2億円以上とし、2004年度からは、1億円以上に下げました。今回の全国調査で、落札率が最も低く、談合疑惑度も最も低い宮城県は2001年度から、一般競争入札を1000万円以上としました。

では、本県はどうかというと、一般競争入札は何と10億円以上、公募型指名競争入札が1億円以上10億円未満、指名競争入札が1億円未満となっています。県発注の全公共事業について、公表されている発注見通しの昨年度第1回公表分を集計したところ、検討中91件を除く全3268件のうち、一般競争入札が8件、割合でいうと0.24%、公募型指名競争入札が86件、2.63%、指名競争入札が3170件、97%という結果でした。実に、全県発注の公共工事の99.6%が、事前に指名業者がわかる入札方法で行われているのです。

ちなみに、談合疑惑度第1位の富山県も、本県と同様に、一般競争入札は、10億円以上でした。

国土交通省は、橋梁工事における談合事件をふまえて、入札談合の再発防止策を本年7月29日に発表しました。それによると、「競争性向上のための入札方式の改善」として、「客観性・透明性・競争性の高い一般競争方式を、速やかに予定価格の3億円以上の工事まで、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事まで拡大する。」としています。また、指名業者の公表にあっても、「事前に指名業者名が明らかになると入札参加業者間で談合を助長しやすいとの指摘もあることを踏まえ、全入札件数の概ね5割において入札参加者が事後公表となるよう、指名業者の事後公表の試行を拡大し、問題がなければ、速やかに事後公表へ以降する。」としています。

おたずねします。土木部長は、談合防止にむけたこの国の取り組みをどのように受け止めておられますか。本県でも談合防止の観点から、一般競争入札の割合を増やすために、直ちに対象金額を下げるべき、少なくとも国の基準以下にすべきだと考えますが、いかがですか。

○指定管理者の選定について

今回、全体36の施設に対して、公募を行うもの17施設、公募を行わず指定するもの19施設に分けられ、公募が行われました。私が、6月議会で、指定管理者の導入が適当でないという指摘し、例に示した、「自興園」や「菊花寮」、などは、公募によらず指定するとされています。

これから、指定管理者を選定されるにあつたての懸念される事項についていくつかお尋ねします。

これから選定委員会で応募してきた複数の中から1つが選定されていくにあつて、当然、選定にあつたての公平性・透明性が求められますが、どのように、公平性・透明性を確保されるのでしょうか。お答えください。

また、それぞれの施設の募集要綱を見るとたとえば、「視聴覚障害者情報センター」の選定基準には、視聴覚障害者福祉に関する知識や資格を有しているもの、サービスの向上が図られること、情報センターの機能活用に対応した組織及び人員配置などの運営体制が図られること、などに加え、管理経費の縮減が図られること、となっており、大変無理難題の課題が与えられているように思えてなりません。これらは、他の施設の選定基準も共通しています。人も十分に配置し、サービスを向上させ、その上、経費を縮減しろとなると、後は、パートやアルバイト、派遣労働などの低賃金な労働力に頼るか、労働強化しかないのではないのでしょうか。そのような状況を前提とした選定はすべきではありません。労働条件の悪化などの状況が生じないような方策を講じるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、もう1点、現在管理委託されていた法人等が、委託を受けないことによって、職員の解雇などに結びつかないかなどの点が懸念されます。

たとえば、「アジア・太平洋農村研修センター管理事務所」に勤務の8名のうち、2名は県職員、あとの6名は、現地採用の方たちです。また、「ふれあいプラザなのはな館」では、県から派遣と指宿市から派遣の2名の職員を除いて、常勤職員が6名、非常勤職員が3名で多くが現地採用です。新たな管理者が選定された後、これらの方たちが、解雇となるのではないかと心配されます。

指定管理者の導入に伴い、現在の管理者から、新たな管理者に移行した場合、県の施策によって新たな失業者を生まないためにも、本人が希望すれば、新たな管理者の下で雇用継続されるような手だてが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○乳幼児医療費助成制度の現物給付について

3月議会で、私は、助成制度の現物給付を求めました。現物給付を求める4000筆を超える署名が、知事のもとに、赤ちゃんを抱いたお母さん、お父さんたちから届けられています。

3月議会で、知事は、「33都府県が現物給付を採用しておりまして、その動向を参考にしながら、今後その具体的な方法について研究してまいりたい」と答弁されました。

そこで、お尋ねします。その後、6ヶ月以上が経過しておりますが、具体的に、どのような研究がなされ、どのような検討がなされているのか、お答えください。

○県道鹿児島吉田線の渋滞解消について

県道鹿児島吉田線の吉野地域での渋滞解消の問題です。この件につきましては、地域の課題と

して、これまでも何度となく取り上げております。現状としては、全体の道路拡幅は、鹿児島市の区画整理を待つことになっており、それまで、渋滞の解消策として、養護学校入り口交差点に右折車線を設置するための事業が始まっておりますが、用地取得がまだめどが立たず、実際に右折車線ができるのは、2年先なのか3年さきなのかわかりません。また、その交差点から北へ300メートルほどに帯迫交差点がありますが、その交差点の右折車線設置は、養護学校入り口交差点の改良が終わってから取り掛かることになっております。これでは、この渋滞解消は、10年先なのか20年先なのかわからない状態です。

この間、吉野の地域のみなさんが「住みよい吉野をつくる会」を立ち上げ、県道の渋滞解消のために2つの交差点の改良を早急にすすめてほしいという署名に取り組み、短期間に1000筆を超える署名が県に届けられました。この署名はどこでも大歓迎をされると同時に、「なぜ、こんな運動をしないと進まないのか。」「土地の買収に応じているのに、一向に事がすすまない。どうなっているのか。」という声も寄せられました。このように、この渋滞解消は、住民の切実な願いです。

私は、3月議会でもこの問題を取りあげましたが、再度おたずねいたします。養護学校入り口交差点と帯迫交差点の右折車線設置が早急にできるように取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

○答弁をうけて

談合防止の取り組みは単純であります。国の例でも、他の自治体の例でも明らかであります。早急に一般競争入札の割合を広げるべきであります。また、指名業者の事前公表についても、改めるべきであります。

談合によって、業者が上乗せして得た利益は、県民の税金であります。1日も早い、実効ある改善を求めます。

指定管理者の選定については、これから、選定がおこなわれていきますが、人も配置しろ、サービスは向上させろ、経費は縮減しろ、県は、これをどうやれば同時に満たすことができるのでしょうか。

この間政府は、企業のリストラを応援し、企業再生法で、リストラすれば減税するという仕組みをつくってきました。その結果、パートやアルバイト、派遣労働などの不安定な雇用が激増しました。

この指定管理者制度も国が定めたものですが、その運用にあたっては自治体の条例で定めることになっております。

本県が、指定管理者制度を導入することで、不安定な雇用を生みだすことにならないような手だてを講じるべきであります。そういう観点も含めた選定作業を要望いたします。

乳幼児医療費の現物給付については、具体的に調査をいただいているという答弁で、今後の調

査に期待したいと思います。

子育てにお金がかかる、これは、子育て世代、また子育てを終えた世代の共通の実感であります。

特に医療費の問題は、子どもの命と健康にかかわります。「せめて、子どもが具合が悪くなったとき、財布の中身を心配せずに、病院に駆け込めるようにしてほしい」これは、切実な願いです。

知事は、「子どもは未来からの授かりもの」「社会で育てていく物」と表現されております。その通りだと思います。

自己負担の在り方を研究すれば現物給付は可能であります。1日も早い実施を願っております。

今回の質問は、特に、平和の問題や自然災害、アスベスト被害など、命と安全にかかわる問題について、取り上げました。

自治体が、限られた予算の中で、何を優先しどのような施策を講じるのかで、そこに暮らす住民の暮らし向きは変わってきます。自治体の役割は、まずは、住民の安全を守ることであり、福祉の向上であります。

国の政治の、地方切り捨てと、増税などの国民への負担押しつけの方向がさらに強まりを見せてくるだろうと思われる中であって、住民の暮らしを守るための地方政治の果たす役割が大きく求められています。

知事には、県民の命と暮らしを守る立場を貫き、県民の一人ひとりの暮らしに力がみなぎっていく県政の実現を強く願って、私の一般質問を終わります。